令　和　７　年　度

雫　石　町　予　算　書

（　企　業　会　計　を　除　く　）

岩　手　県　雫　石　町

目　　次

議案第 22 号　令和７年度雫石町一般会計予算 …… 7
第１表　歳入歳出予算 …… 8
第２表　債務負担行為 …… 15
第３表　地　方　債 …… 16

議案第 23 号　令和７年度雫石町国民健康保険特別会計予算 …… 19
第１表　歳入歳出予算 …… 20

議案第 24 号　令和７年度雫石町御明神財産区特別会計予算 …… 25
第１表　歳入歳出予算 …… 26

議案第 25 号　令和７年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算 …… 31
第１表　歳入歳出予算 …… 32

議案第 26 号　令和７年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算 …… 39
第１表　歳入歳出予算 …… 40

議案第 27 号　令和７年度雫石町立雫石診療所特別会計予算 …… 45
第１表　歳入歳出予算 …… 46
第２表　地　方　債 …… 48

議案第 28 号　令和７年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算 …… 51
第１表　歳入歳出予算 …… 52

雫　石　町　一　般　会　計　予　算

議案第　２２　号

令和７年度雫石町一般会計予算

令和７年度雫石町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　１０，８１０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年２月２７日提出

雫石町長　　猿　子　恵　久

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 町税		2,159,235　千円
	1 町民税	682,458
	2 固定資産税	1,219,969
	3 軽自動車税	72,838
	4 たばこ税	125,083
	5 入湯税	58,887
2 地方譲与税		251,000
	1 地方揮発油譲与税	52,000
	2 自動車重量譲与税	157,000
	3 森林環境譲与税	42,000
3 利子割交付金		300
	1 利子割交付金	300
4 配当割交付金		4,000
	1 配当割交付金	4,000
5 株式等譲渡所得割交付金		4,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,000
6 法人事業税交付金		30,200
	1 法人事業税交付金	30,200
7 地方消費税交付金		410,000

	1 地方消費税交付金	410,000
8 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
9 環境性能割交付金		14,000
	1 環境性能割交付金	14,000
10 地方特例交付金		10,070
	1 地方特例交付金	10,070
11 地方交付税		3,930,262
	1 地方交付税	3,930,262
12 交通安全対策特別交付金		1,800
	1 交通安全対策特別交付金	1,800
13 分担金及び負担金		52,076
	1 負担金	49,439
	2 分担金	2,637
14 使用料及び手数料		104,434
	1 使用料	97,012
	2 手数料	7,422
15 国庫支出金		971,457
	1 国庫負担金	682,144
	2 国庫補助金	284,171

款	項	金額
	3 委託金	5,142 千円
16 県支出金		797,699
	1 県負担金	333,126
	2 県補助金	367,976
	3 委託金	96,597
17 財産収入		36,078
	1 財産運用収入	22,481
	2 財産売払収入	13,597
18 寄附金		402,001
	1 寄附金	402,001
19 繰入金		765,657
	1 基金繰入金	765,652
	2 特別会計繰入金	5
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		140,230
	1 延滞金加算金及び過料	2,902
	2 町預金利子	580
	3 貸付金元利収入	18,631

	4 雑　　入	118,117
22 町　　債		710,500
	1 町　　債	710,500
歳　　入　　合　　計		10,810,000

歳　出

款	項	金額
1 議会費		105,243 千円
	1 議会費	105,243
2 総務費		1,799,695
	1 総務管理費	1,543,482
	2 徴税費	119,759
	3 戸籍住民基本台帳費	87,596
	4 選挙費	20,043
	5 統計調査費	15,048
	6 監査委員費	13,767
3 民生費		2,545,201
	1 社会福祉費	1,510,243
	2 児童福祉費	1,034,958
4 衛生費		1,167,233
	1 保健衛生費	585,182
	2 清掃費	542,421
	3 上水道費	39,630
5 労働費		17,823
	1 労働諸費	17,823
6 農林水産業費		770,674

	1 農業費	624,329
	2 林業費	146,345
7 商工費		432,083
	1 商工費	432,083
8 土木費		1,065,415
	1 土木管理費	17,938
	2 道路橋梁費	613,940
	3 河川費	76,480
	4 都市計画費	50,317
	5 下水道費	227,065
	6 住宅費	79,675
9 消防費		430,183
	1 消防費	430,183
10 教育費		1,580,689
	1 教育総務費	446,946
	2 小学校費	372,534
	3 中学校費	144,168
	4 社会教育費	371,855
	5 保健体育費	245,186
11 災害復旧費		10

款	項	金額
	1 農林水産業施設災害復旧費	4 千円
	2 公共土木施設災害復旧費	6
12 公債費		890,750
	1 公債費	890,750
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		10,810,000

第 2 表　債 務 負 担 行 為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
農業近代化資金借入に対する利子補給	令和７年度より 令和23年度までの 17年以内	農業近代化資金額に対する年利1.0%以内の利子補給額
設備改善資金借入に対する利子補給	令和７年度より 令和21年度までの 15年以内	設備改善資金額に対する年利2.0%以内の利子補給額
小規模小口資金借入に対する保証料補給	令和７年度より 令和11年度までの ５年以内	小規模小口資金額に対する保証料率0.7%以内の保証料補給額
いわて起業家育成資金借入に対する保証料補給	令和７年度より 令和21年度までの 15年以内	いわて起業家育成資金額に対する保証料率1.5%以内の保証料補給額

第３表　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債	千円 34,400	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えることができる。
学校教育施設等整備事業債	15,600	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債	89,800	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債	83,500	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債	75,800	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業債	10,600	同上	同上	同上
脱炭素化推進事業債	5,200	同上	同上	同上
こども・子育て支援事業債	2,300	同上	同上	同上
デジタル活用推進事業債	16,600	同上	同上	同上
辺地対策事業債	376,700	同上	同上	同上
計	710,500			

雫石町国民健康保険特別会計予算

議案第　２３　号

令和７年度雫石町国民健康保険特別会計予算

令和７年度雫石町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　１，８０４，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年２月２７日提出

雫石町長　　猿　子　恵　久

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 国民健康保険税		296,552　千円
	1 国民健康保険税	296,552
2 使用料及び手数料		57
	1 手数料	57
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1,328,903
	1 県補助金	1,328,903
5 財産収入		58
	1 財産運用収入	58
6 繰入金		176,124
	1 他会計繰入金	164,659
	2 基金繰入金	11,465
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2,304
	1 延滞金、加算金及び過料	2,301
	2 雑入	3
歳入合計		1,804,000

歳　出

款	項	金額
1 総務費		20,787 千円
	1 総務管理費	16,637
	2 徴収費	3,845
	3 運営協議会費	305
2 保険給付費		1,310,387
	1 療養諸費	1,113,071
	2 高額療養費	193,763
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	2,502
	5 葬祭諸費	1,050
3 国民健康保険事業費納付金		396,194
	1 医療給付費分	263,599
	2 後期高齢者支援金等分	100,265
	3 介護納付金分	32,330
4 保健事業費		20,052
	1 保健事業費	5,408
	2 特定健康診査等事業費	14,644
5 基金積立金		25,054
	1 基金積立金	25,054

款	項	金額
6 公債費		30,004 千円
	1 公債費	4
	2 財政安定化基金償還金	30,000
7 諸支出金		1,522
	1 償還金及び還付加算金	1,521
	2 繰出金	1
歳出合計		1,804,000

雫石町御明神財産区特別会計予算

議案第　２４　号

令和７年度雫石町御明神財産区特別会計予算

令和７年度雫石町御明神財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　５，１３８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年２月２７日提出

雫石町長　　猿　子　恵　久

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 県支出金		1,018 千円
	1 県補助金	1,018
2 財産収入		2,806
	1 財産運用収入	34
	2 財産売払収入	2,772
3 繰入金		1,312
	1 基金繰入金	1,312
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		5,138

歳　出

款	項	金額
1 総務費		2,044 千円
	1 総務管理費	2,044
2 農林水産業費		3,094
	1 林業費	3,094
歳出合計		5,138

雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第　２５　号

令和７年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

令和７年度雫石町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，０７０，５６９千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和７年２月２７日提出

雫石町長　　猿　子　恵　久

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 保険料		411,602 千円
	1 介護保険料	411,602
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		501,365
	1 国庫負担金	344,497
	2 国庫補助金	156,868
4 支払基金交付金		542,407
	1 支払基金交付金	542,407
5 県支出金		306,353
	1 県負担金	295,544
	2 県補助金	10,787
	3 委託金	22
6 財産収入		779
	1 財産運用収入	779
7 繰入金		307,970
	1 一般会計繰入金	307,969
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1

	1 繰越金	1
9 諸収入		82
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	81
歳入合計		2,070,569

歳　出

款	項	金額
1 総務費		28,014 千円
	1 総務管理費	8,614
	2 徴収費	1,141
	3 介護認定審査会費	18,259
2 保険給付費		1,969,349
	1 介護サービス等諸費	1,742,705
	2 介護予防サービス等諸費	72,669
	3 高額介護サービス等費	62,054
	4 特定入所者介護サービス等費	90,263
	5 その他諸費	1,658
3 地域支援事業費		72,395
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	36,767
	2 一般介護予防事業費	3,110
	3 包括的支援及び任意事業費	32,420
	4 その他諸費	98
4 基金積立金		808
	1 基金積立金	808
5 公債費		1
	1 公債費	1

6 諸　支　出　金		2
	1 償還金及び還付加算金	1
	2 繰　出　金	1
歳　出　合　計		2,070,569

雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第　２６　号

令和７年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

令和７年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　１１，８９２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年２月２７日提出

雫石町長　　猿　子　恵　久

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 サービス収入		10,052 千円
	1 予防給付費収入	10,052
2 繰入金		1,839
	1 一般会計繰入金	1,839
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		11,892

歳　出

款	項	金額
1 サービス事業費		11,891 千円
	1 介護予防支援事業費	11,891
2 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		11,892

雫石町立雫石診療所特別会計予算

議案第　２７　号

令和７年度雫石町立雫石診療所特別会計予算

令和７年度雫石町立雫石診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　４７１，４５８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１５０，０００千円と定める。

令和７年２月２７日提出

雫石町長　　猿　子　恵　久

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 診療収入		268,218　千円
	1 入院収入	113,271
	2 外来収入	127,572
	3 その他診療収入	27,375
2 使用料及び手数料		1,752
	1 手数料	1,752
3 繰入金		170,261
	1 一般会計繰入金	170,261
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		26
	1 雑入	26
6 町債		31,200
	1 町債	31,200
歳入合計		471,458

歳　出

款	項	金額
1 総務費		348,908 千円
	1 施設管理費	348,908
2 医業費		79,908
	1 医業費	79,908
3 公債費		42,641
	1 公債費	42,641
4 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		471,458

第２表　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	千円 31,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えることができる。
計	31,200			

雫石町後期高齢者医療特別会計予算

議案第　２８　号

令和７年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算

令和７年度雫石町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ　２４２，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年２月２７日提出

雫石町長　　猿　子　恵　久

第１表　歳入歳出予算

歳　入

款	項	金額
1 保険料		173,798 千円
	1 後期高齢者医療保険料	173,798
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		67,796
	1 一般会計繰入金	67,796
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		403
	1 延滞金及び過料	8
	2 償還金及び還付加算金	395
歳入合計		242,000

歳　出

款	項	金額
1 総務費		2,322 千円
	1 総務管理費	1,091
	2 徴収費	1,231
2 後期高齢者医療広域連合納付費		239,677
	1 後期高齢者医療広域連合納付費	239,677
3 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		242,000